

# 特定非営利活動法人制度の 概要等について

平成23年5月24日



# 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の概要

## ◎目的(法第1条)

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展の促進

## ◎特定非営利活動(法第2条第1項)

- ・別表に掲げる17の活動分野に限定
  - ・不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的(別表に列挙された分野)
- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - ②社会教育の推進を図る活動
  - ③まちづくりの推進を図る活動
  - ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - ⑤環境の保全を図る活動
  - ⑥災害救援活動
  - ⑦地域安全活動
  - ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - ⑨国際協力の活動
  - ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - ⑪子どもの健全育成を図る活動
  - ⑫情報化社会の発展を図る活動
  - ⑬科学技術の振興を図る活動
  - ⑭経済活動の活性化を図る活動
  - ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - ⑯消費者の保護を図る活動
  - ⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## ◎所轄庁(法第9条)

- ・事務所が所在する都道府県の知事
- ・2以上の都道府県に事務所を設けるものは内閣総理大臣

## ◎特定非営利活動法人の定義(法第2条第2項)

### 及び要件(法第12条第3、4項)

- ・特定非営利活動を行うことを主たる目的とする
  - ・営利を目的としない
  - ・次のいずれにも該当する団体
    - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さない
    - ロ 報酬を受ける役員が、役員総数の3分の1以下
  - ・その行う活動が次のいずれにも該当する団体
    - イ 宗教活動を主たる目的としない
    - ロ 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としない
    - ハ 特定の候補者等又は政党の推薦・支持・反対を目的としない
  - ・次のいずれにも該当しない団体
    - イ 暴力団
    - ロ 暴力団の統制の下にある団体
    - ハ 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
  - ・10人以上の社員を要する
- ⇒ ◎所轄庁の認証により設立(法第10条)

## ◎情報公開(法第28条、第29条)

- ・利害関係人は、法人の事務所において、事業報告書、役員名簿等の閲覧が可能
- ・その他の者は、所轄庁において、事業報告書、役員名簿等の閲覧が可能

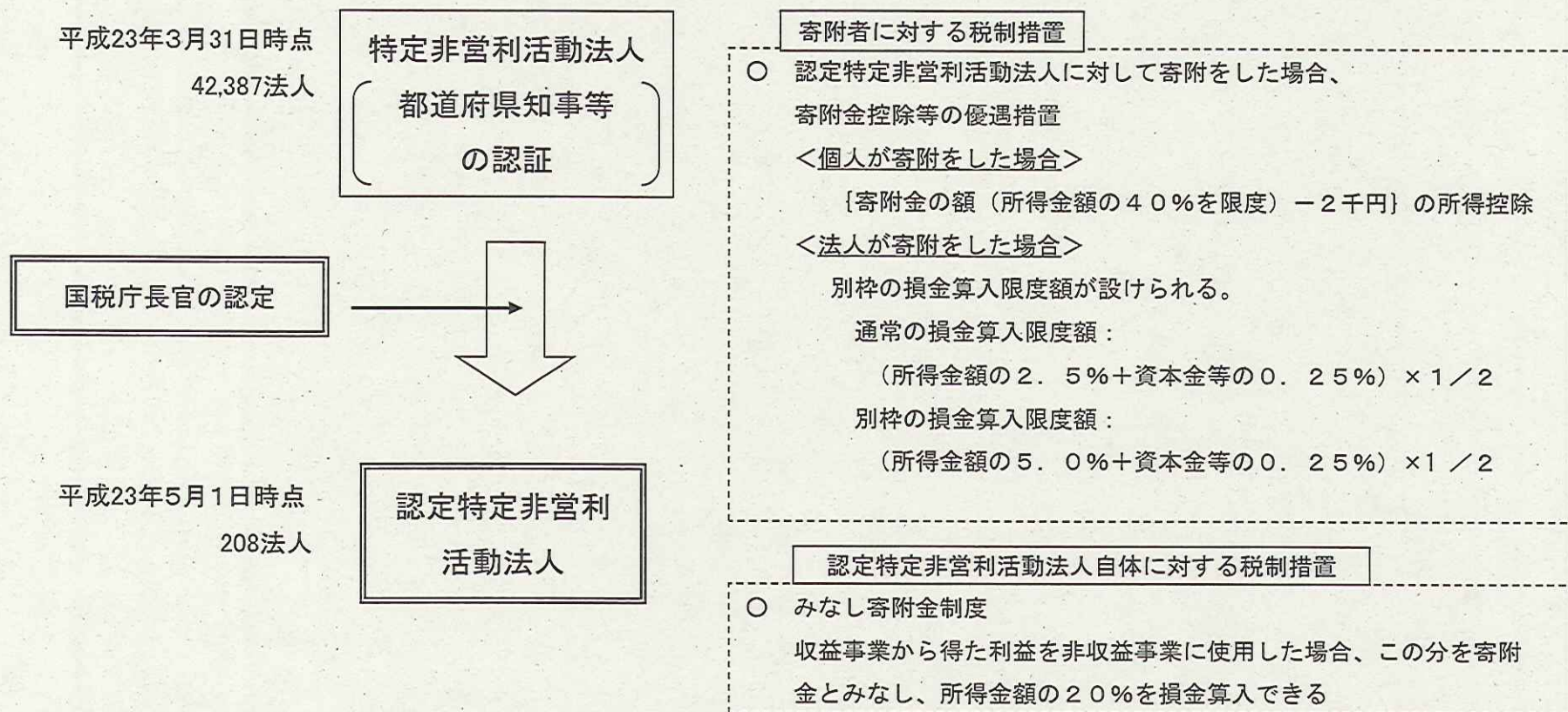
## ◎監督(法第41条、第42条、第43条)

- ・所轄庁による報告徴収、検査、改善命令、認証の取消し



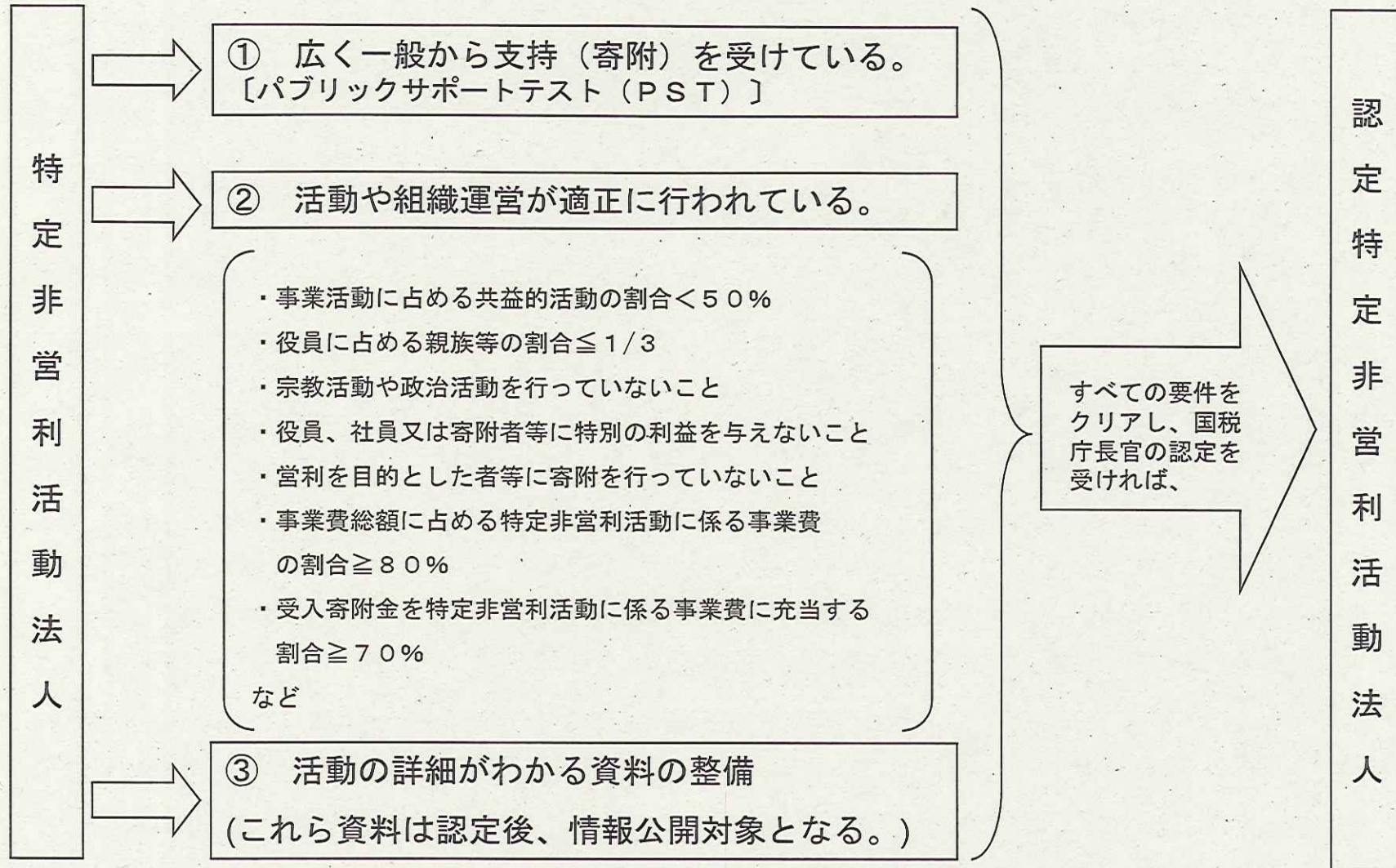
## 認定特定非営利活動法人制度について

- ・「認定特定非営利活動法人」とは、一定の要件を満たしている国税庁長官認定の特定非営利活動法人。
- ・当該法人への寄附金は所得控除等の対象となり、当該法人も課税対象所得が小さくなる優遇措置。





# 認定特定非営利活動法人になるための主な要件





## 公益法人などの主な課税（国税）の取扱い

	公益社団法人 公益財団法人	学 校 法 人 更生保護法人 社会福祉法人	特例民法法人 宗 教 法 人 独立行政法人 日本赤十字社 等	認定 特定非営利活動法人 (認定NPO法人)	特定非営利活動法人 (NPO法人)	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人 (注1)	一般社団法人 一般財団法人
根拠法	公益社団法人及び 公益財団法人の認定 等に関する法律	私立学校法 更生保護法 社会福祉法	旧民法第34条 宗教法人法 独立行政法人通則法 日本赤十字社法 等	特定非営利活動促進法 (租税特別措置法)	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び 一般財団法人に関 する法律 (法人税法)	一般社団法人及び 一般財団法人に関 する法律
課税対象	収益事業から生じた 所得にのみ課税 ただし、公益目的 事業に該当するも のは非課税	収益事業から生じた 所得にのみ課税	収益事業から生じた 所得にのみ課税	収益事業から生じた 所得にのみ課税	収益事業から生じた 所得にのみ課税	収益事業から生じた 所得にのみ課税	すべての所得に対 して課税
みなし寄附金 (注2) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②みなし寄附金額の うち公益目的事業の 実施に必要な金額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50% ②年200万円	あり ※所得金額の20%	あり ※所得金額の20%			
法人税率	30% (所得年800万円 まで18%)	22% (所得年800万円 まで18%)	22% (所得年800万円 まで18%)	30% (所得年800万円 まで18%)	30% (所得年800万円 まで18%)	30% (所得年800万円 まで18%)	30% (中小法人等は所 得年800万円まで 18%)
寄附者に 対する優遇 (注3)	あり	あり	あり (一部の法人)	あり	—	—	—

(注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人：①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人

(注2) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入

(注3) 特定公益増進法人に対する寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額まで損金算入できる

一般寄附金の損金算入限度額： $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/2$

特別損金算入限度額： $(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 5\%) \times 1/2$



## 市民公益税制に係る改正等について

### ● 平成23年度から施行予定（税法の改正）

#### 1 所得税の税額控除制度の導入（平成23年分から適用）

（認定特定非営利活動法人に対する寄附について、所得税において新たに税額控除を導入。公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人のうち、P S Tと同様の要件と情報公開の要件を満たすものに対する寄附金について、税額控除を導入。）

#### 2 認定特定非営利活動法人のP S T要件の見直し

- ① 絶対値基準の導入（寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上）
- ② 地方団体が条例において個別に指定した、域内に事務所のある特定非営利活動法人について、P S T要件を免除等

#### 3 地域において活動する特定非営利活動法人等の支援（個人住民税）

- ① 控除対象寄附金の拡大（条例における個別指定）
- ② 地方団体による特定非営利活動法人等への支援（ふるさと寄附金）
- ③ 寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引下げ

（注）新たな認定制度が施行されるまで国税庁が認定事務を行う。



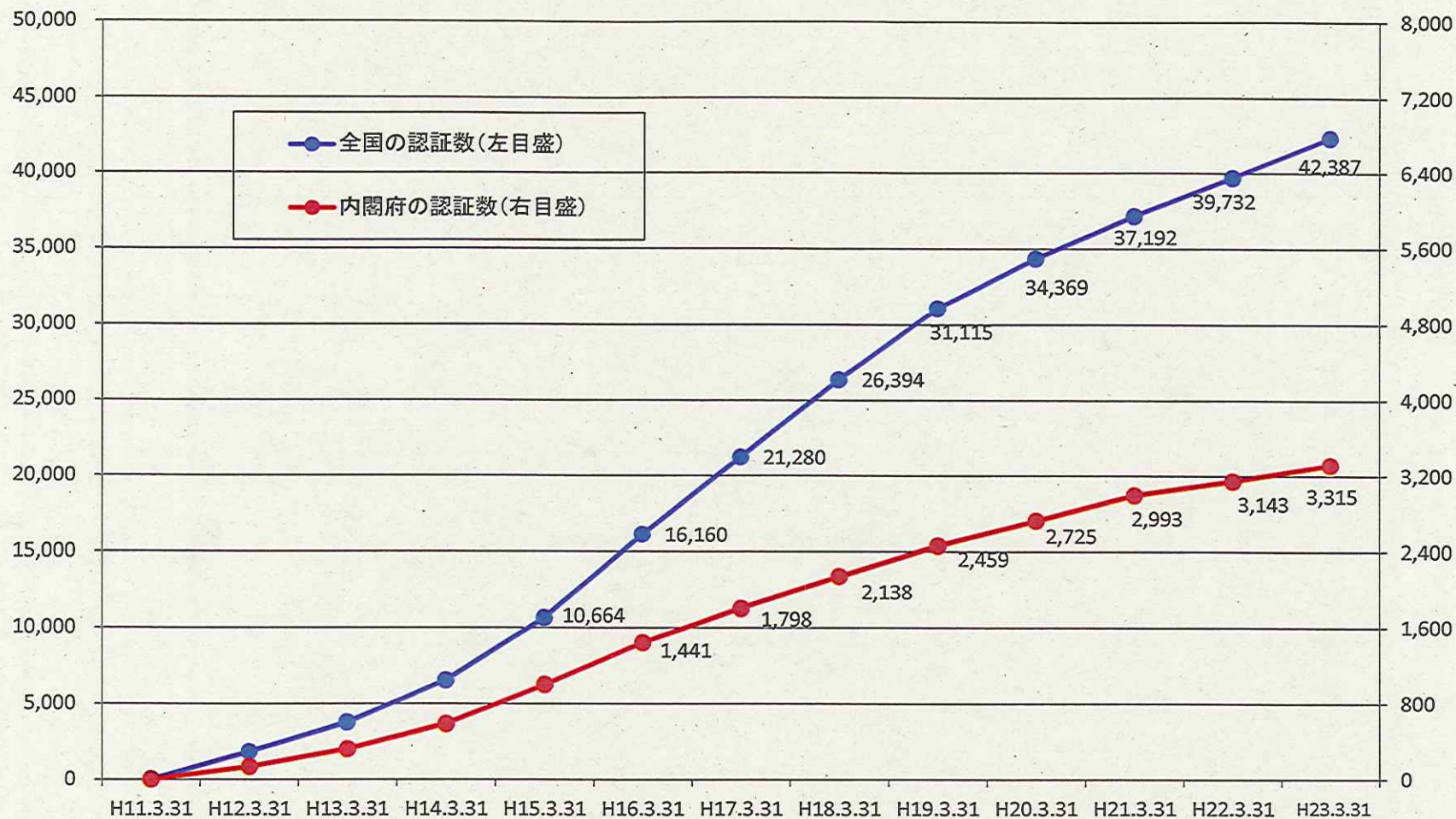
● 平成24年度から施行予定（特定非営利活動促進法の改正）

新たな認定制度の創設

- ① 国税庁に代わって地方団体が認定する仕組みの導入
- ② 「仮認定」の導入
- ③ 段階的な監督規定の整備 等

# 特定非営利活動法人制度発足(平成10年12月1日)以後、法人数は順調に伸びている。

## 特定非営利活動法人数の推移(H23. 3. 31現在)

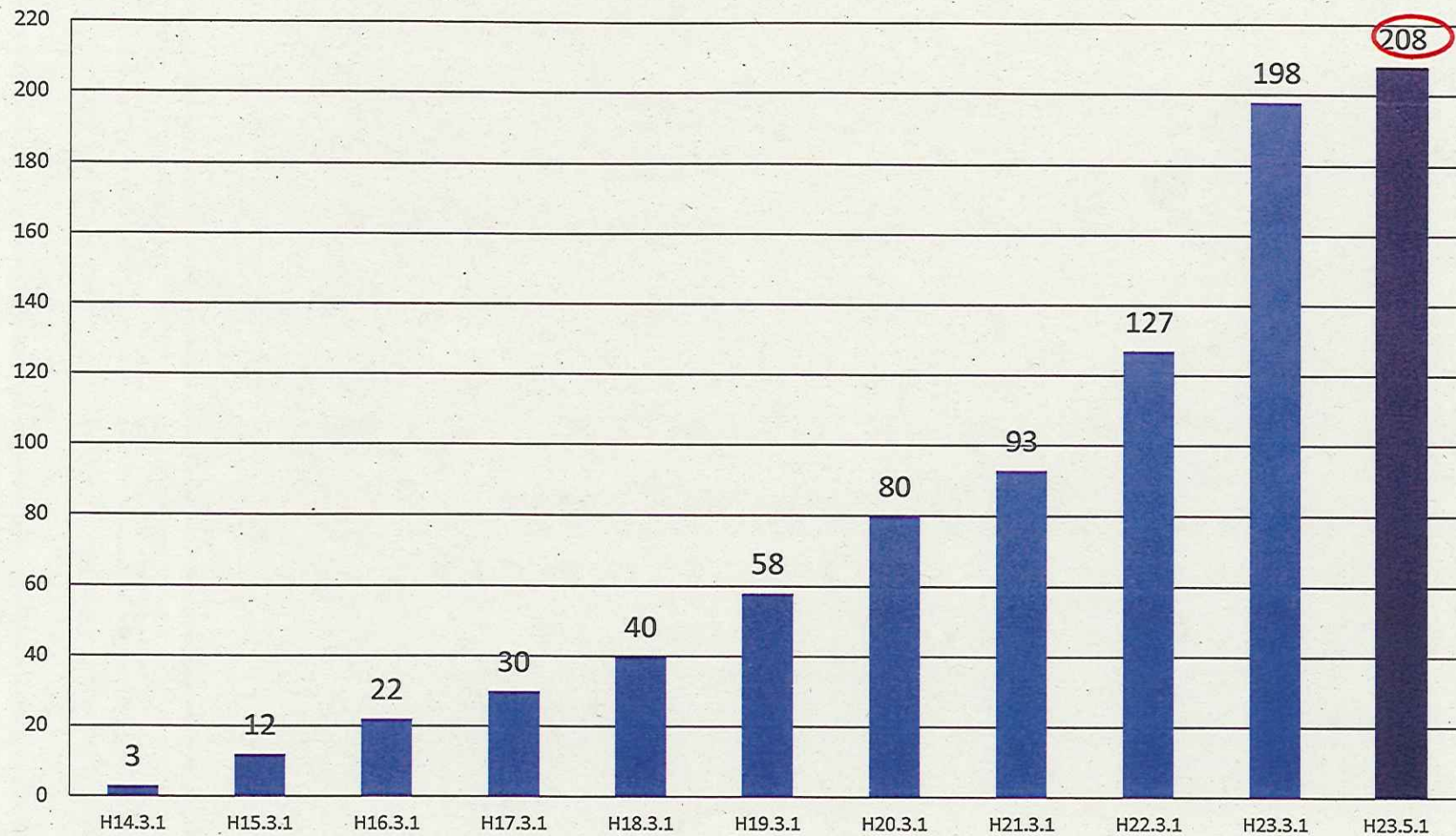


(備考)内閣府NPOポータルサイトより作成



## 認定特定非営利活動法人数も増加傾向にある。

認定特定非営利活動法人数の推移(H23. 5. 1現在)

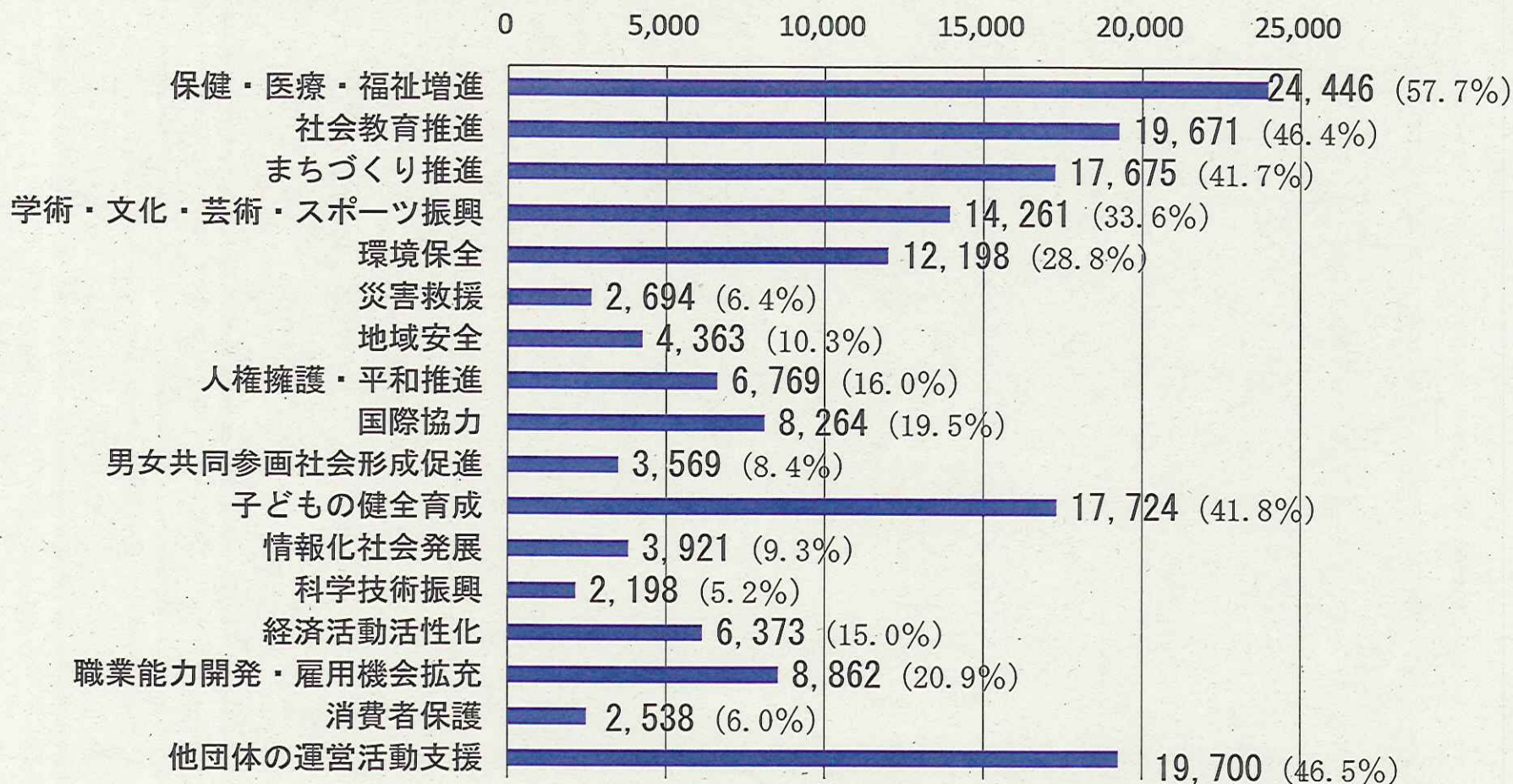


(備考) 国税庁HPより作成



## 特定非営利活動法人の活動分野は多種多様に及ぶ。

分野別法人認証数(H23. 3. 31現在)



※1つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は全法人認証数(42,387)と一致しない。

※パーセンテージは、認証法人の分野別割合(分野別合計/全法人認証数)を表し、1つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%にならない。

(備考)内閣府NPOポータルサイトより作成。



## 特定非営利活動法人の財産規模についても拡大傾向にある。

平成13年調査時点

単位:万円

特活法人	前事業年度
	平均値
総収入	2,541
会費	206
寄附金	529
補助金・助成金	394
事業収入	902
その他収入	509

平成21年調査時点

単位:万円

特活法人	前事業年度		
	平均値	中央値	最大値
総収入	3,072	526	442,246
会費	126	16	9,457
寄附金	868	1	305,557
補助金・助成金	468	0	74,664
事業収入	1,435	114	62,212
その他収入	175	0	53,532
正味財産	1,308	60	136,697

単位:万円

特活法人	前事業年度
	平均値
総支出	2,095
事業費	617
管理費	402
その他支出	1,076

単位:万円

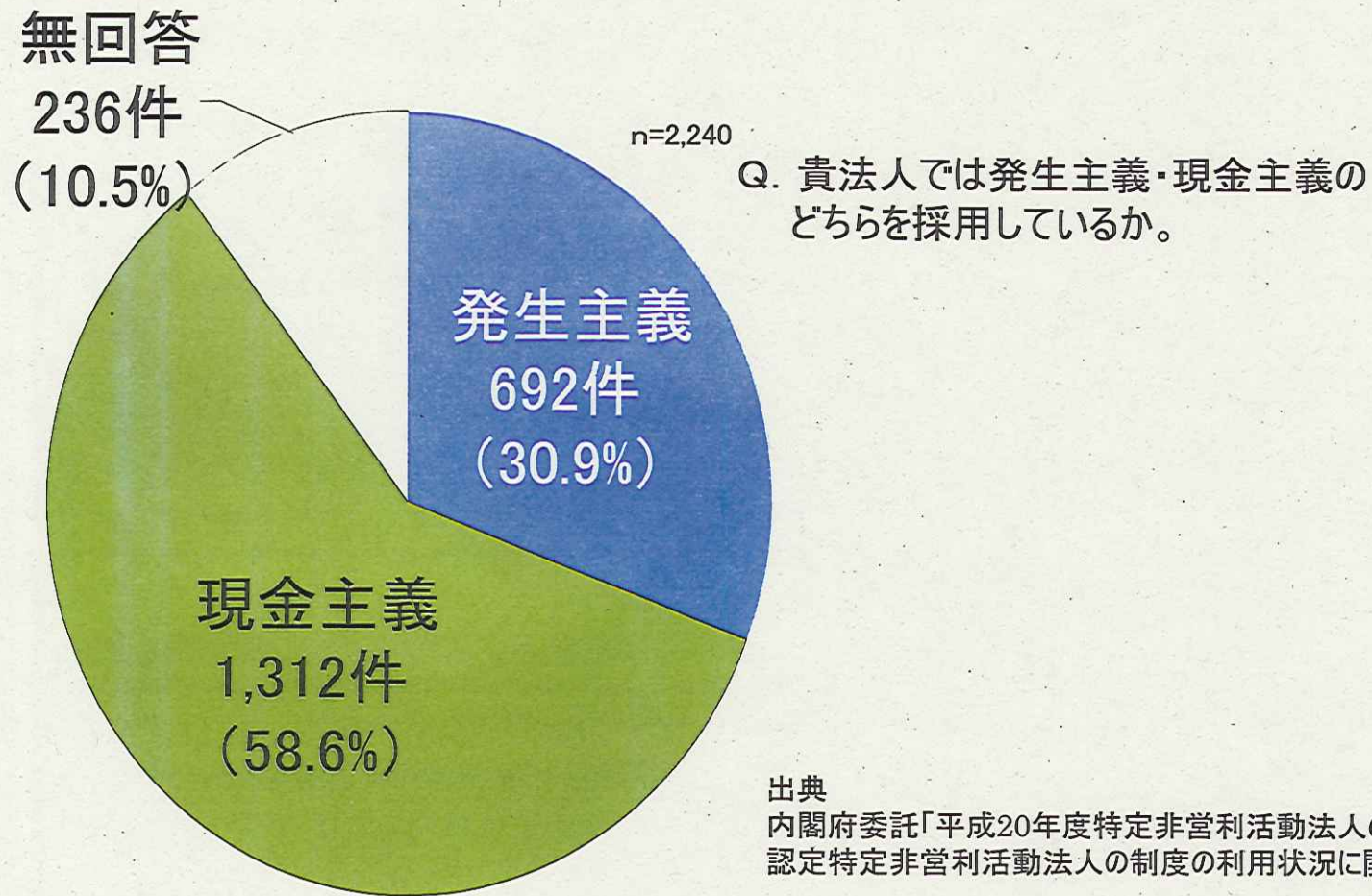
特活法人	前事業年度		
	平均値	中央値	最大値
総支出	3,063	531	424,205
事業費	2,343	294	349,848
管理費	501	74	30,214
その他支出	218	0	69,871

(備考)

- ・平成13年5月「特定非営利活動法人の活動状況、財務、税務等に関する実態調査報告書」、平成22年3月「市民活動団体等基本調査」(共に内閣府委託調査)より、抜粋・作成。
- ・平成13年調査、平成21年調査におけるサンプル数はそれぞれ346法人、633法人。平成21年調査における特活法人は、認定法人を含むことに留意。



会計面に着目すると、特定非営利活動法人のうち、現金主義を採用している法人が半数以上を占めている。

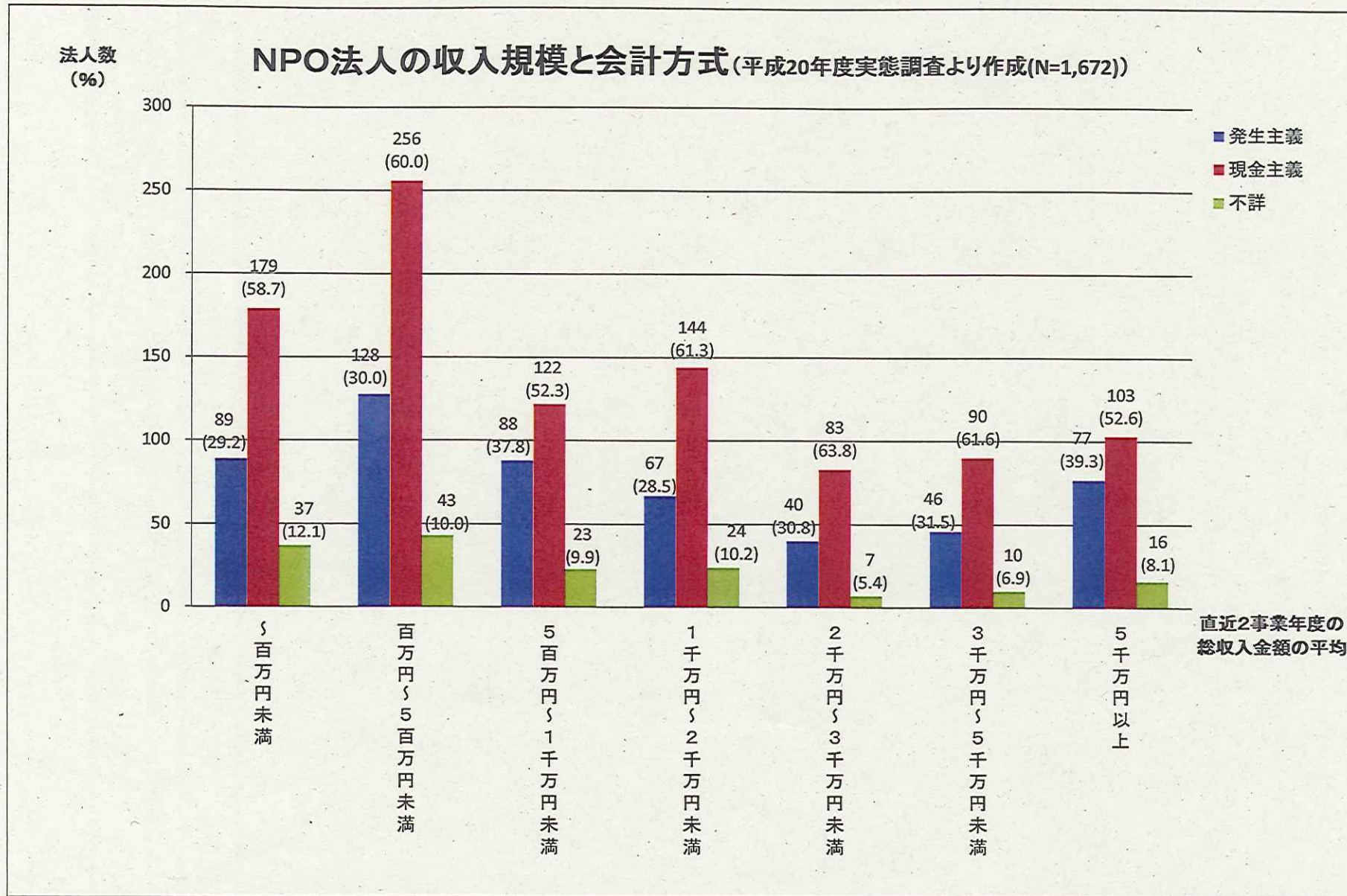


発生主義:現金の増減を伴うか否かに関わらず、財産的価値の増加、減少その他異動の事実の発生の時を基準として損失及び利益の計算処理をする会計処理の原則

現金主義:現金の収入、支出の時をとらえて整理計算し、そのときをもって損益の発生として整理する会計処理の原則  
(設楽岩久 編著『予算用語の手引』(1989年11月)より抜粋)



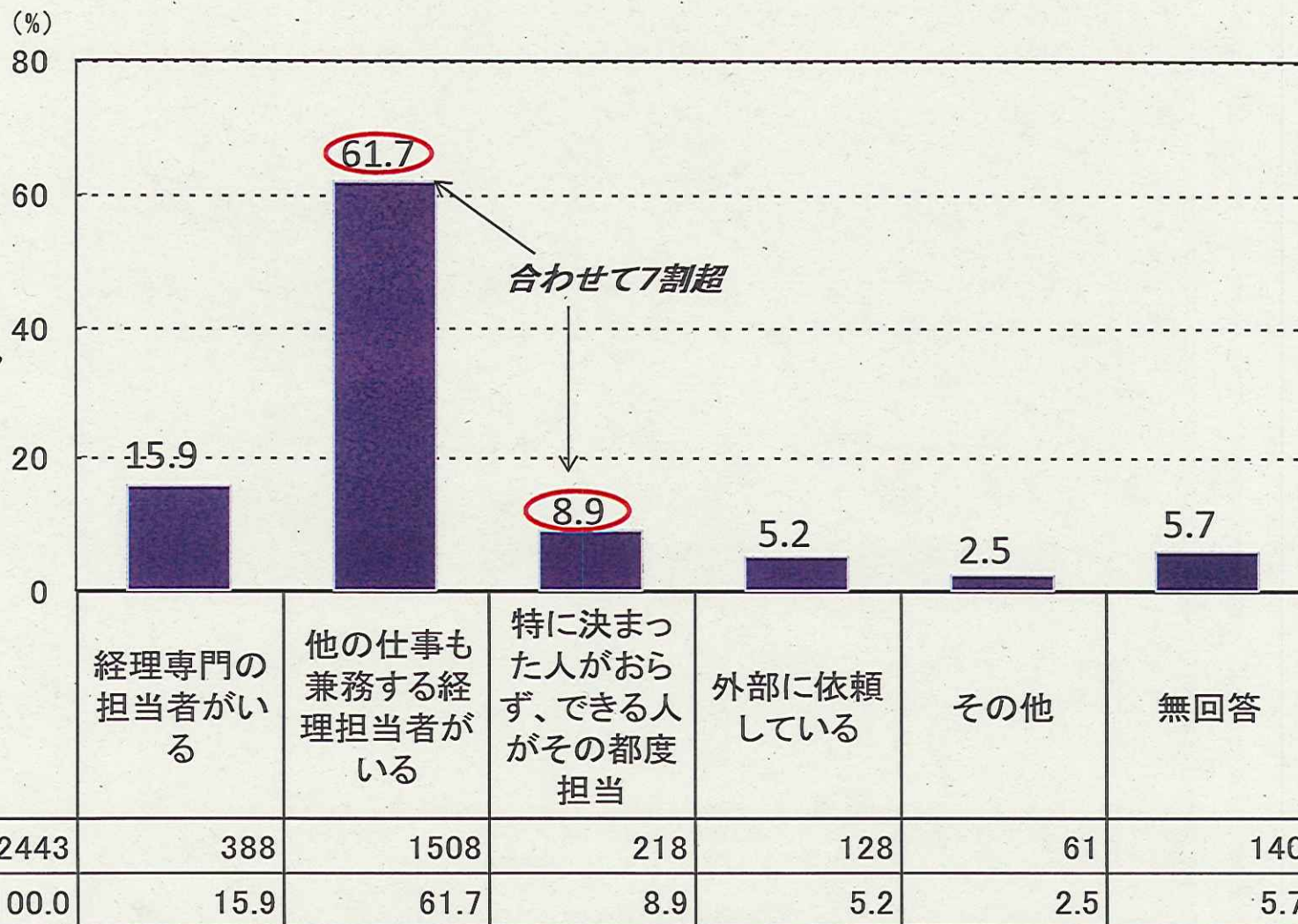
# 特定非営利活動法人の収入規模と現金主義・発生主義の関係





**経理専門のスタッフは、ほとんどの特定非営利活動法人が置いていない。**

Q. 貴法人では、  
日常の経理に  
ついて決まった  
担当者はいますか。



出典

内閣府委託「平成21年度特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人の制度の利用状況に関する調査」



会計ルール比較表

	特定非営利活動法人		公益法人	社会福祉法人	学校法人	企業（株式会社）
名称	特定非営利活動法人の会計の手引き	NPO法人会計基準	公益法人会計基準	社会福祉法人会計基準	学校法人会計基準	・企業会計原則 ・企業会計基準
根拠	経済企画庁（当時）作成手引書	NPO法人会計基準協議会報告	内閣府公益認定等委員会決定	厚生省（当時）局長通知	文部科学省令	・金融商品取引法、企業内容等の開示に関する内閣府令
会計原則	（・予算準拠の原則） 一特定非営利活動促進法上削除されたため空文化 ・正規の簿記の原則 ・真实性及び明瞭性の原則 ・継続性の原則	・真实性及び明瞭性の原則 ・適時性及び正確性の原則 ・継続性の原則 ・単一性の原則 ・重要性の原則	・真实性及び明瞭性の原則 ・正規の簿記の原則 ・継続性の原則 ・重要性の原則	・真实性の原則 ・正規の簿記の原則（複式簿記） ・明瞭性の原則 ・継続性の原則	・真实性の原則 ・正規の簿記の原則（複式簿記） ・明瞭性の原則 ・継続性の原則	・真实性の原則 ・正規の簿記の原則 ・資本取引・損益取引区分の原則 ・明瞭性の原則 ・継続性の原則 ・保守主義の原則 ・単一性の原則
書類の体系	・貸借対照表（報告式、勘定式） ・財産目録 ・収支計算書 【以上「計算書類」】	・活動計算書 ・貸借対照表 【以上「財務諸表」】 ・財産目録	・貸借対照表 ・正味財産増減計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 【以上「財務諸表」】 ・附属明細書 ・財産目録	・資金収支計算書 一資金収支内訳表 ・事業活動収支計算書 一事業活動収支内訳表 ・貸借対照表 ・財産目録 【以上「計算書類」】	・資金収支計算書 一資金収支内訳表 一 person 費支出内訳表 ・消費収支計算書 一消費収支内訳表 ・貸借対照表 一固定資産明細表 一借入金明細表 一基本金明細表 【以上「計算書類」】	・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 【以上「財務諸表」】 ・附属明細書
資金の範囲	<収支計算書の資金の範囲> ・現預金 ・短期金銭債権債務等 ・短期借入金等も含めた正味運転資金 のいずれかを選択	—	<キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲> 現金及び現金同等物	<資金収支計算書の資金の範囲> ・現預金 ・経常的支払いのための現預金 ・短期間に回収されて現預金となる未収金、立替金 ・有価証券等短期間に事業活動支出として処理される前払金 ・貯蔵品等流動資産及び短期間に現預金で決済される未払金、預り金 ・短期運営資金借入金等短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債	<資金収支計算書の資金の範囲> 支払資金（現金及びいつでも引き出せる預貯金）	<キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲> 現金及び現金同等物
区分経理	必要（特定非営利活動事業とその他事業） ※ 貸借対照表の区分表示も必要	必要（特定非営利活動事業とその他事業）	必要（公益目的事業と収益事業）	必要（社会福祉事業、公益事業、収益事業）	必要（私立学校経営事業と収益事業）	—

（備考）根拠法令等に基づき事務局作成。



## 特定非営利活動法人の会計をめぐる動き

### 平成11年 「特定非営利活動法人の会計の手引き」の作成

経済企画庁（当時）が開催した研究会の議論を参考としつつ、法人における計算書類を作成するに当たっての目安を提供するために作成。

← 作成後、改正は行われず。

### 平成19年 国民生活審議会総合企画部会報告「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」の指摘

広く市民に分かりやすい計算書類を作成するため、会計基準（ただし、強制力を持つものではなく、目安となるもの）の必要性を指摘。また、その策定主体については、行政と協力して民間主導で行うこと、幅広い関係者の意見を反映した公正なものとすることも提言。

### 平成22年 「NPO法人会計基準」の公表

上記報告を踏まえ、平成21年に全国のNPO支援組織の呼びかけでNPO法人会計基準協議会が組織され、会計基準の検討を開始。22年7月には、市民にとって分かりやすく、社会の信頼に応えるものとして、「NPO法人会計基準」を策定・公表。

### 平成23年 新しい公共推進会議情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループ報告「情報開示・発信基盤整備の在り方について」の指摘

非営利法人の情報開示・発信基盤整備の一環として、特定非営利活動法人の財務情報について、「NPO法人会計基準」を基に、行政が法人に対して一覧性、比較性のあるフォーマットを提示することの必要性を指摘。基本情報フォーマットについても提言。



## 【参考】 特定非営利活動促進法における会計に関する規定

### (会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除 (※)
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

### ※ 制定当初の条文

- 「一 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。」



## 公益法人会計基準の近年の改正の動き

### (平成16年改正)

- ・ **計算書類の体系の見直し（「財務諸表」）**  
従来の「計算書類」について、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を「財務諸表」とし、収支予算書、収支計算書は会計基準の範囲外とする。
- ・ **キャッシュ・フロー計算書の作成**  
大規模法人は財務諸表の一つとして、キャッシュ・フロー計算書を作成する。
- ・ **法人の受託責任の明確化**  
貸借対照表の正味財産の部につき、寄付者の意思により用途が制限されている寄付を受け入れた部分を指定正味財産として表示する。それ以外の部分は一般正味財産として表示する。
- ・ **正味財産増減計算書の見直し**  
正味財産増減計算書につき、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けてその両者を総額で示すフロー式に統一する。
- ・ **注記事項の拡充**  
財務諸表の注記事項につき、関連当事者間取引、有価証券の時価その他の注記を拡充する。



## (平成20年改正)

- 「財務諸表」の体系の見直し等

財産目録を財務諸表の範囲から除外する。また、基本財産及び特定資産の明細、引当金の明細を表示する附属明細書を作成する。

- 基金についての定め

一般社団法人に基金を設けることができ、当該基金は純資産の部に計上する必要があることに対応して、基金についての定めを設ける。

- 会計区分ごとの情報の表示の在り方

法人全体の財務諸表及び附属明細書並びに財産目録による表示を基本とし、会計区分ごとの情報は、財務諸表の一部として貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表において表示する。



## 社会福祉法人会計基準の近年の改正の動き

実施可能な法人は平成24年度から、全ての法人には25年度からの適用に向け、現在改正作業中（平成21年12月：「素案」の公表、22年12月：「案」の公表）

### ・ 適用範囲の一元化

社会福祉法人が行う全事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を適用範囲とする。

### ・ 計算書類の体系の見直し（「財務諸表」）

従来の「計算書類」について、資金収支計算書、事業活動計算書（←現在は事業活動収支計算書）、貸借対照表を「財務諸表」として整理する（財産目録は財務諸表の範囲外）。また、現行の多岐にわたる別表等を「附属明細書」として整理する。

### ・ 区分方法の変更

法人全体、事業区分別（社会福祉事業、公益事業、収益事業）、拠点区分別に、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表を作成する。拠点区分別については、実施する事業別に区分する。（→「サービス区分」）

など



## 学校法人会計基準の近年の改正の動き

### (平成17年改正)

- **基本金取崩し要件の緩和**

学校法人の基本金は校地、校舎等の資産を継続的に保持するために設けられているものであるが、運営方針、教育方法、将来計画等の見直しにより資産を継続的に保持する必要がなくなった場合には取崩しを認める。

- **貸借対照表における注記事項の充実**

学校法人の財政及び経営状況をより明確にする観点から、引当金の計上基準などの重要な会計方針等を貸借対照表の脚注に記載させ、注記事項を充実する。

### (平成22年改正)

- **認定こども園たる幼稚園及び保育所を置く社会福祉法人の会計処理**

認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人については、学校法人会計基準によらず、社会福祉法人会計基準による会計処理を認める。